

2023年9月29日

〔第1.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概要

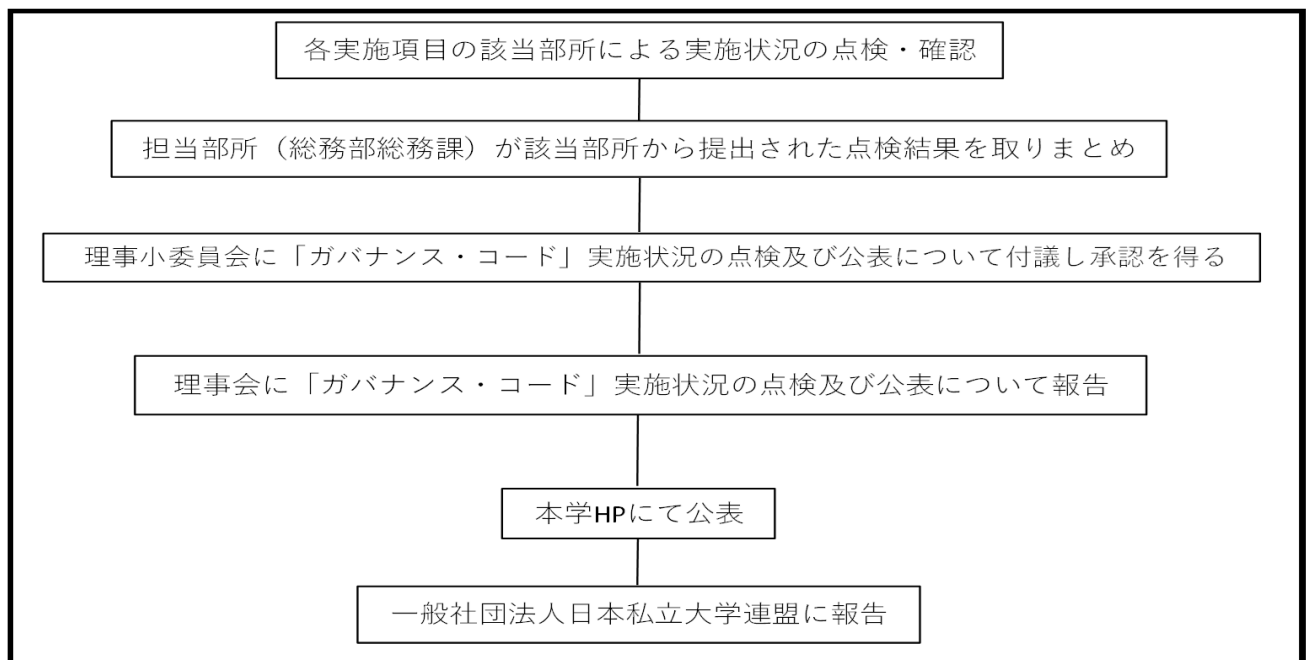
1. 法人名等

法人名	中村産業学園
法人代表者	津上 賢治
担当部署	総務部総務課
お問合せ先	092-673-5511

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図



「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私立大学ガバナンス・コードに定められた遵守原則に基づき、当該基本原則を遵守できている。 なお、遵守方法の詳細については本学HPにて公開している。 https://www.kyusan-u.ac.jp/guide/public/governance_code/pdf/tenken_governance_code_r4.pdf

遵守原則 1 - 1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	2030年までの中期計画等の策定に教学、人事及び財政に関する事項を盛り込み、理事長を委員長とする中期計画進捗管理委員会において、組織的かつ継続的に計画を推進する体制を整えるなど「中期計画等」を通じたガバナンス機能の強化においては実施項目の内容を十分に満たしている。 なお、遵守方法の詳細については本学HPにて公開している。 https://www.kyusan-u.ac.jp/guide/public/governance_code/pdf/tenken_governance_code_r4.pdf

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	<p>私立大学ガバナンス・コードに定められた遵守原則に基づき、当該基本原則を遵守できている。</p> <p>なお、遵守方法の詳細については本学HPにて公開している。</p> <p>https://www.kyusan-u.ac.jp/guide/public/governance_code/pdf/tenken_governance_code_r4.pdf</p>

遵守原則 2 - 1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>教育の質向上及び学修成果の可視化に係る「3つのポリシーの実質化」「内部質保証」「リカレント教育の推進」及び「国際化」などの取り組みが、令和3年度実績以上に実施され、ほぼ全ての実施項目を満たしている。特に「国際化」分野においては、スタンフォード大学との連携教育プログラムをスタートするなど大きな進展があった。</p> <p>なお、遵守方法の詳細については本学HPにて公開している。</p> <p>https://www.kyusan-u.ac.jp/guide/public/governance_code/pdf/tenken_governance_code_r4.pdf</p>

遵守原則 2 - 2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>「市民講座」「ボランティア活動」「各種団体との連携協定に基づく地域課題解決への取り組み」など地域との連携に係る事業は令和3年度以上に多くの実績を上げている。令和4年度から、これらの活動を教職員データマネジメントシステムによりデータ集約し、外部への公表や関係者への周知を行う体制も整えた。このように社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を十分に提供している。</p> <p>なお、遵守方法の詳細については本学HPにて公開している。</p> <p>https://www.kyusan-u.ac.jp/guide/public/governance_code/pdf/tenken_governance_code_r4.pdf</p>

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	<p>私立大学ガバナンス・コードに定められた遵守原則に基づき、当該基本原則を遵守できている。</p> <p>なお、遵守方法の詳細については本学HPにて公開している。</p> <p>https://www.kyusan-u.ac.jp/guide/public/governance_code/pdf/tenken_governance_code_r4.pdf</p>

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>「理事の職務の執行監督機能の向上」「監査機能の向上」「監事機能の実質化」のための支援体制の整備等に関して、実施項目に盛り込まれた項目を実施できている。しかし、ガバナンスコード第1.1版への改訂により追加された「監事による会計監査人の選任への意見」や「監事の独立性の確保、監事の選任時期及び任期」については、令和7年施行の私立学校法改正に伴う項目であるため、令和4年度から対応中である。</p> <p>なお、遵守方法の詳細については本学HPにて公開している。</p> <p>https://www.kyusan-u.ac.jp/guide/public/governance_code/pdf/tenken_governance_code_r4.pdf</p>

遵守原則3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>役員を選・解任過程等に関する透明性の確保を含む内部統制体制の確立については、本学の「寄附行為」「役員及び評議員の報酬に関する規程」「コンプライアンス推進規則」などの諸規則に必要事項が規定されており、監査室が各部所の実施状況をチェックする体制を整備している。</p> <p>さらに、令和4年度は個人情報保護法や公益通報者保護法の趣旨に合わせて学内の規程整備を行うなど内部統制のさらなる整備を行った。</p> <p>なお、遵守方法の詳細については本学HPにて公開している。</p> <p>https://www.kyusan-u.ac.jp/guide/public/governance_code/pdf/tenken_governance_code_r4.pdf</p>

遵守原則 3 - 3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>・ 広く社会に対して継続的かつ時宜に沿った情報公開を行うため「情報公開規程」を整備し、「学園及び学校の基本情報」「経営及び財務に関する情報」等を、主に公式ホームページから公開している。さらに、各部所の事業の実施状況などの情報公開を適切に行う体制や学園のコンプライアンス推進体制などを公表する体制も整備されており実施項目を満たしている。</p> <p>・ 幅広いステークホルダーの理解が得られるための情報公開方法の工夫・整備については、総合企画部による「多様なメディアを活用した効果的な情報発信」などにおいて、表現方法や発信法に工夫を重ね外部に発信するなど適切に対応できている。新たな実施項目の「傘下法人の情報公開」についても、従前から毎年、財務状況を示した事業報告書をホームページで公表するなど透明性を確保できている。</p> <p>なお、遵守方法の詳細については本学HPにて公開している。 https://www.kyusan-u.ac.jp/guide/public/governance_code/pdf/tenken_governance_code_r4.pdf</p>

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	<p>私立大学ガバナンス・コードに定められた遵守原則に基づき、当該基本原則を遵守できている。</p> <p>なお、遵守方法の詳細については本学HPにて公開している。</p> <p>https://www.kyusan-u.ac.jp/guide/public/governance_code/pdf/tenken_governance_code_r4.pdf</p>

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>ガバナンス機能の向上のための、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化に関する実施項目は現行において満たしている。新たな実施項目である「理事・評議員への外部人材の登用」は従前から対応済みであり、「ダイバーシティの推進」については、令和4年度に「ライフイベントに対応した支援の充実（時差出勤の導入）」「九州・沖縄アイランド女性研究者支援ネットワーク開催」などに代表される取り組みを行い、大きな成果があった。</p> <p>なお、遵守方法の詳細については本学HPにて公開している。</p> <p>https://www.kyusan-u.ac.jp/guide/public/governance_code/pdf/tenken_governance_code_r4.pdf</p>

遵守原則 4 - 2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>・教育研究活動の継続性の確保に必要な納付金以外の収入の多様化による財政基盤の安定化においては、令和4年度から「用途指定型（テーマ）募金」を開始し、寄付金の合計が2億円を超える実績を挙げた。また、受託研究などの外部資金獲得においても年間目標を達成した。さらに社会・地域連携、産学官連携、高大連携などにおいても様々な取り組みを実施し、実施項目を十分に満たしている。</p> <p>・教育研究活動の継続性の確保に必要な危機管理体制の拡充においては「危機管理規程」「危機管理マニュアル」に基づく体制を構築しており、令和4年度中には合計2回のSNSを使用した安否確認訓練（1回を全学一斉実施）を実施した。今後は大規模地震などの災害に対応した危機管理マニュアルのさらなる整備を課題としてとらえている。防犯面においては「防犯カメラ規程」を整備し、学内20か所以上にカメラを設置した。新たな項目である「ハラスメントを防止するための措置」についても「コンプライアンス推進規則」により対応できており、実施項目を満たしている。</p> <p>なお、遵守方法の詳細については本学HPにて公開している。 https://www.kyusan-u.ac.jp/guide/public/governance_code/pdf/tenken_governance_code_r4.pdf</p>